（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第三条　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義等） **第２条**　［略］ ２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる区悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。 ⑴　不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの ［イ～ト　略］ チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの ⑵　人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの イ　［略］ ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの ⑶　前２号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの ［イ～ヘ　略］ ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの	（用語の定義等） **第２条**　［同左］ ２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。 ⑴　［同左］ ［イ～ト　同左］ チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの ⑵　［同左］ イ　［同左］ ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの ⑶　［同左］ ［イ～ヘ　同左］ ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ⑴　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 ⑵　［略］	（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　［同左］ ⑴　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 ⑵　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	